

大阪府 都市整備部「週休 2 日工事」実施要領

（目的）

第 1 条 令和元年 6 月 14 日に公布・施行された「公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律」により、発注者の責務として「働き方改革への対応」が規定された。また、平成 31 年 4 月 1 日（中小企業は令和 2 年 4 月 1 日）に改正・施行された労働基準法により、時間外労働の上限規制が規定され、令和 6 年 4 月 1 日から建設事業においても災害の復旧・復興の事業を除き、全面適用された。

こうした状況を受け、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）では、平成 31 年 4 月に「4 週 8 休工事実施要領」を策定し、週休 2 日工事の取組を拡大してきた。その後

要領の改正を重ね、令和 7 年 8 月の改正では週休 2 日交替制工事を導入し、他産業と遜色ない働き方の実現に向けて、多様な働き方を支援する取組を行っているところである。

本要領は、本府都市整備部が建設工事における週休 2 日工事の実施について、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第 2 条 本要領における用語は次のとおり定義する。

（1）週休 2 日工事

① 完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、土日以外にも現場閉所することは可能とする。

② 月単位の週休 2 日

対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（3）現場閉所率

対象期間の日数に対して、現場閉所を行った日数の割合をいう。

（4）週休 2 日交替制工事

① 完全週休 2 日交替制

対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 以上の休日を確保する取組をいう。

② 月単位の週休 2 日交替制

対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 以上の休日を確保する取組をいう。

③ 通期の週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(5) 休日率

対象期間のうち、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

(6) 対象期間

契約日（余裕期間制度活用工事については、「工期の始期日」とする。）から工事完成日までの期間をいう。なお、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。



対象期間の扱いについては、以下の通りとする。

① 準備期間

契約日から現場着手日までの期間とし、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含むものとする。

② 後片付け期間

現場完成日から工事完成日までの期間とする。

③ 夏季休暇

受注者が夏季休暇を取得するため現場を閉所する期間とし、連続した3日間とする。

なお、受注者の計画的な休暇取得のため、受発注者が合意のうえ夏季休暇期間を変更することができる。また、夏季休暇期間に土日が含まれる場合、対象期間から除外するものとする。

④ 年末年始休暇

官公庁閉庁期間である12月29日から1月3日までの6日間とする。

なお、受注者の計画的な休暇取得のため、受発注者が合意のうえ年末年始休暇期間を変更することができる。また、年末年始期間に土日が含まれる場合、対象期間から除外するものとする。

⑤ 発注者が対象外とする作業を実施する期間

施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とする。

(対象工事)

第3条 大阪府都市整備部が発注する全ての工事を対象に、週休2日工事（発注者指定方式）として発注することを原則とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- ① 著しく施工期間が短い工事（不稼働日を除く実稼働日数が5日未満の工事）
- ② 単価契約工事又は緊急の応急復旧工事
- ③ 災害復旧工事又は復興事業にかかる工事
- ④ 供用開始日が定められ、完成期日が指定される工事（社会的要請や現場条件の制約により現場閉所を行うことが困難となる工事も含む）
- ⑤ 計画的な週休2日の取組について受注者との協議を必要とする工事

2 前項において、週休2日工事（発注者指定方式）の対象外としている③、④の工事については、週休2日交替制工事（発注者指定方式）として発注することができる。

3 第1項及び前項の適用が困難な工事について、発注者の判断により週休2日工事（受注者希望方式）として発注することができる。

4 港湾請負工事積算基準（国土交通省）を適用する工事（港湾工事）においては、大阪港湾局の「4週8休工事実施要領」により週休2日工事に取り組むものとする。

5 大阪府公共建築工事積算基準を適用する工事（建築工事、建築設備工事）においては、大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室の「週休2日促進工事実施要領」により取り組むものとする。

(発注方式)

第4条 発注方式は以下の通りとする。

(1) 週休2日工事（発注者指定方式）

受注者が、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 週休2日交替制工事（発注者指定方式）

受注者が、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は必須）

(3) 週休2日工事（受注者希望方式）

受注者が、月単位の週休2日、通期の週休2日、月単位の週休2日交替制、通期の週休2日交替制のいずれかの取組を希望する場合、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式

(実施形式の決定等)

第5条 実施形式の決定等は以下の通りとする。

(1) 週休2日工事（発注者指定方式）

受注者は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日のいずれかを選択のうえ、落札候補者の提出書類提出時に合わせて「週休2日工事」取組形式確認書（様式1号）を提出するものとし、契約後、受発注者間で協議を行い、実施形式を決定するものとする。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできない。

（2）週休2日交替制工事（発注者指定方式）

受注者は、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制のいずれかを選択のうえ、落札候補者の提出書類提出時に合わせて「週休2日交替制工事」取組形式確認書（様式2号）を提出するものとし、契約後、受発注者間で協議を行い、実施形式を決定するものとする。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできない。

（3）週休2日工事（受注者希望方式）

受注者は、月単位の週休2日、通期の週休2日、月単位の週休2日交替制、通期の週休2日交替制のいずれかを希望する場合、現場着手日までに、週休2日工事実施希望確認書（様式3号）を提出し、受発注者間で協議を行い、協議が整った場合に限り取り組むことができる。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできない。

また、受注者が、週休2日工事の取組を希望しない場合においても、週休2日工事実施希望確認書を提出するものとする。

（休工計画表の提出）

第6条 前条（1）又は（3）により「完全週休2日（土日）」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」のいずれかを実施形式として決定した工事については、受注者は、「週休2日工事」休工計画（実施）表（様式4号）を作成し、当初の施工計画書と併せて提出するものとする。

（工事看板の設置）

第7条 週休2日工事又は週休2日交替制工事の場合、受注者はその旨を示す「取り組み看板」を工事現場に設置すること。

（振替休工の扱い）

第8条 第5条（1）又は（3）により週休2日工事の実施形式を決定した工事において、施工条件や地元条件等、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受発注者間で事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。

なお、週休2日工事における振替休工の扱いは以下の通りとする。

① 完全週休2日（土日）

- ・同一週内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、振替休工を指定する週においては、1週間に2日以上現場閉所を行うものとする。
- ・同一月内における振替休工の使用回数に制限はない。
- ・悪天候による振替休工はできるものとする。

② 月単位の週休 2 日

- ・同一月内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、振替休工を指定する月については、4 週 8 休の現場閉所を行うものとする。
- ・同一月内における振替休工の使用回数に制限はない。
- ・悪天候による振替休工はできるものとする。

③ 通期の週休 2 日

- ・対象期間内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、振替休工を指定する場合、対象期間において 4 週 8 休の現場閉所を行うものとする。
- ・対象期間における振替休工の使用回数に制限はない。
- ・悪天候による振替休工はできるものとする。

（夜間工事の扱い）

第 9 条 夜間工事で曜日を跨ぐ場合、夜間工事開始の曜日を作業日（現場稼働日）とするものとする。

（確認方法）

第 10 条 第 5 条（1）又は（3）により週休 2 日工事の実施形式を決定した工事において、受注者は、毎月 5 日までに「週休 2 日工事」休工計画（実施）表（様式 4 号）及び「週休 2 日工事」休工状況報告書（様式 5 号）を提出し、監督職員はこれを確認するものとする。

このとき、週休 2 日の取組が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

2 第 5 条（2）又は（3）により週休 2 日交替制工事の実施形式を決定した工事において、受注者は、毎月 5 日までに「週休 2 日交替制工事」休日取得実績表（様式 6 号）、「週休 2 日交替制工事」休日率算定・達成判定表（様式 7 号）及び「週休 2 日交替制工事」休日取得報告書（様式 8 号）を提出し、監督職員はこれを確認するものとする。

このとき、週休 2 日交替制の取組が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

（週休 2 日工事等の達成判断）

第 11 条 週休 2 日工事の達成判断は以下の通りとする。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

① 完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

② 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態を

いう。ただし、暦上の土日の現場閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休 2 日

対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。

2 週休 2 日交替制工事の達成判断は以下の通りとする。

① 完全週休 2 日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（2 日／7 日）以上の水準の状態をいう。

② 月単位の週休 2 日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。

③ 通期の週休 2 日交替制

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。

（その他）

第 12 条 この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により定めるものとする。

附則

本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとし、令和 6 年 6 月 1 日以後の「単価適用年月日」を用い積算業務に着手する工事から適用する。

「4 週 8 休工事实施要領（令和 4 年 8 月 1 日改正版）」は「大阪府都市整備部「週休 2 日工事」実施要領（令和 6 年 4 月 1 日施行版）」の施行をもって廃止する。

ただし、令和 6 年 5 月 31 日以前の単価適用年月日で積算する工事については、「4 週 8 休工事实施要領（令和 4 年 8 月 1 日改正版）」による。

附則

本要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行するものとし、令和 7 年 8 月 1 日以後の「単価適用年月日」を用い積算業務に着手する工事から適用する。

令和 7 年 7 月 31 日以前の単価適用年月日で積算する工事については、「大阪府都市整備部『週休 2 日工事』実施要領（令和 6 年 4 月 1 日改正版）」による。

附則

本要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行するものとし、令和 8 年 8 月 1 日以後の「単価適用年月日」を用い積算業務に着手する工事から適用する。

ただし、令和 8 年 7 月 31 日以前の単価適用年月日で積算する工事については、「大阪府都市整備部『週休 2 日工事』実施要領（令和 7 年 8 月 1 日改正版）」による。